

協力会社業務改善表彰制度（建築）規程

制定 2021年10月15日

（趣旨）

第1条 協力会社業務改善表彰については、この規程の定めるところによる。

（表彰の対象）

第2条 表彰の対象は、協力会社からの省力化・短工期化等の改善事例及び提案のうち、現場の生産性向上に関する改善効果の認められる、次のいずれかに該当するものとする。

なお、表彰対象の募集にあたっては、当社が年度ごとに定めるテーマに関する改善事例及び提案を重点的に募集する。

- 1 実際に実施し、改善効果が確認できるもの
- 2 実施してはいるが、改善効果が見込めるもの
- 3 当社と協力会社共同で報告している現行の業務改善運動において評価済みの事例のうち、本表彰の趣旨にふさわしいもの

表彰対象者は当社と取引のある協力会社またはその協力会社に所属する社員とし、当社と取引のある協力会社には2次以降の協力会社も含むものとする。

（審査及び決定）

第3条 表彰する改善事例及び提案は、建築本部本部長室及び設備・リニューアル企画室が候補を選出のうえ建築本部長が決定する。

（表彰の実施）

第4条 表彰は、毎年1回表彰式を開催し、表彰対象者に表彰状及び賞金を贈呈することにより行うものとする。表彰状は、建築本部長の名義によるものとする。